

信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成20年1月31日制定
平成20年5月14日改定
平成21年3月24日改定
平成22年3月24日改定
平成23年3月24日改定
平成25年3月28日改定
平成29年5月24日改定
平成30年3月23日改定
平成31年3月22日改定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、山口県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした山口県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に規定する保証）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、山口県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に規定する保証）を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける山口県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）融資、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に規定する保証）融

資をいう。

- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 この要綱に定める助成事業は、当該年度2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、当該年度2月末日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。

- (1) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」及び「セーフティネット保証に係る認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しを添付しなければならない。
- (2) 助成金の申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は当該年度2月末日とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は前条による助成金の申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条 保証料の一部助成を受けた会員事業者が、融資の繰上げ償還を行った場合で保証料の返還が当該会員事業者になされたときは、協会はそれに見合う助成額の返納を求め、当該会員事業者は助成金の返納を行わなければならない。

2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

3 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附 則

- 第1条 この要綱は平成19年12月18日に遡及し施行する。
- 第2条 この要綱は平成20年5月14日より適用する。
- 第3条 この要綱は平成21年4月1日より適用する。
- 第4条 この要綱は平成22年4月1日より適用する。
- 第5条 この要綱は平成23年4月1日より適用する。
- 第6条 この要綱は平成24年4月1日より適用する。
- 第7条 この要綱は平成25年4月1日より適用する。
- 第8条 この要綱は平成29年6月1日より適用する。
- 第9条 この要綱は平成30年4月1日より適用する。
- 第10条 この要綱は平成31年4月1日より適用する。